

産業構造審議会 地域経済産業分科会 工業用水道政策小委員会
第 4 回 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたワーキンググループ
議事要旨

日時：2024 年 12 月 20 日（金）16:00～18:00

場所：経済産業省 本館 17 階第 5 共用会議室

及び Web 開催（Microsoft Teams）

議事

工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）

議事内容

- ・ 事務局より、配布資料 2「工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）」に基づき、説明を行った。
- ・ 配布資料 2「工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）」における主な委員及びオブザーバーの発言内容は以下のとおり。

1. 工業用水道事業の経営基盤強化等に向けたとりまとめ（案）

1.1 契約水量・施設規模の見直し

- ・ 工業用水道事業を運営するうえで精度の高い水需要が重要であり、将来の水需要についてはユーザー企業とコミュニケーションを取り、より精緻な予測を行い、水需要の見込みを常に最新にアップデートしておく必要がある。この際、契約水量の見直しもセットで取り組むことが必要。ユーザー企業側においても水使用の合理化を進めることで、工業用水道事業における無駄な投資を減らし、効率的な運転へと繋がることができると考える。
- ・ カーボンニュートラルをはじめ国内外の経済状況は急速に変化をしており、国内産業も生産プロセスの急速な変革が進むことが想定されるため、ユーザー企業の水需要が短期的に変化していく可能性は高いと考えている。したがって、契約水量の見直しのタイミングは大規模な施設更新時に限らず、水需要の変化に応じて柔軟に実施できるものとして記載してはどうか。

1.2 新規立地を見据えた工業用水道事業者と商工部局等とのコミュニケーション

- ・ 今回の改訂による効果を定点的に観測していくことが望ましい。特にコミュニケーションに関する通知の発出については、どのようにコミュニケーションをとり、その後のアクションにどう繋がっているのか等を確認することが大切と考える。

1.3 既存ユーザー撤退への対応

- ・撤退負担金は償却資産の残存価値相当額を基本とされているが、ユーザー企業の撤退後も減価償却費以外に、いわゆる現金固定費が発生するため、その点への配慮が必要である。今回の枠組みは、未利用キャパシティを除去して施設規模の適正化を図ること、つまり、現在のユーザー企業に特化した投資を対象とするため、現在のユーザー企業が撤退する際には、適正な負担を負う必要があると考える。
- ・撤退負担金の会計処理について、特別利益ではなく長期前受金で計上し補助金を受けた場合と同じような扱いにした方が、適正な料金回収率の算定や期間比較も適正に行われると思うので、今後の課題として検討する必要がある。今回提示した枠組みで算定される撤退負担金はユーザー企業が利用する施設能力に見合う将来の減価償却費相当額という性格をもつため、長期前受金に計上して毎年の戻入という形で収益化する等の処理が妥当と考える。毎年の戻入（収益化）を行わず、撤退負担金を特別利益として一括計上した場合、毎年の収益には含まれないため料金回収率は下がることになるが、実際は減価償却費相当額を回収できているため、数字の捉え方をミスリードしてしまう恐れがある。
- ・撤退負担金はユーザー企業側として一番気になる点であり、ユーザー企業の撤退後、未減価償却費に加え、現金固定費もあるが、ユーザー企業側も気が付いてないところがあるので、そういう費用も発生するのであれば明らかにしてほしい。
- ・撤退負担金の算定方法が明確になれば、契約期間前の撤退について検討する場合にわかりやすい。現行契約に撤退負担金を盛り込むことは難しいが、契約更新時に契約水量の見直し含め撤退負担金について検討すればよい。また、投資の残存簿価相当額が撤退負担金となるので、事業者はユーザー企業に対し、事前に投資計画を説明し納得してもらうことが重要である。
- ・条例等でユーザー企業の撤退を認めないと定められている場合もあるため、条例等の改正が必要なケースがあることについても記載いただきたい。
- ・撤退負担金について、減価償却費以外の固定費部分についても具体的な検討を期待する。
- ・撤退負担金の会計処理方法について、地方公営企業法上の会計処理とも関わるため、経済産業省と総務省で実務的な調整を行いながら検討したい。
- ・撤退負担金の会計処理については今後議論が進むと考えられるが、小規模な工業用水道事業者も多いため、会計処理方法の変更が職員の負担にならないような配慮が必要である。

1.4 工業用水道事業者による実効性のある計画策定

- ・水需要の見通し期間について資料2のp.8で短期10年、長期30～40年程度とあるが、民間の金融市場と比較すると民間と違い時間軸が壮大に感じた。ただし、工業用水道事業の計画策定においては、この期間は長すぎるものではなく、状況変化等についてモニタリングし管理して行く旨の記載があると納得感をさらに醸成できるのではないか。
- ・設備投資が30から40年程度の期間を見据える必要があるため、計画の見直しは策定から10年経過した時期を目途に行うとして記載されていることは理解する。一方で、実際の計画の進行管理については、基本的には毎年度実施したうえで、重要な環境の変化があれば10年を待たずして計画の見直しが必要と考える。
- ・計画策定において、財政収支を検討する際に金利変動や物価高騰分を見込んだとしても、近年の状況をみると、見込みと実際との間で乖離は発生してしまう。この乖離は随時見直しを行うことが重要であり、大きな計画としては10年を目途に見直すとしても、財政収支等に関しては毎年チェックを行い、また、そのチェックが適正に行われていることが分かるように公表することも必要ではないか。
- ・今後の課題として、計画の進捗状況を示す方法や、どのような事業体であっても円滑な計画策定が行えるよう支援を行う体制について検討してはどうか。
- ・更新需要や財政収支の見通しを行う中で、10年に1度の見直しは長い気もするので、より効率的な更新投資ができるよう4年又は5年程度で見直しを行うことが大事であり、今回の計画策定のチェックリストをしっかりと運用していく必要がある。
- ・ユーザー企業へのアンケートやヒアリングを実施する中で、新規水需要の把握は非常に難しいと感じている。将来の水需要を30年、40年見通すことの難しさに加えて、想定していなかったユーザー企業の撤退等もある。
- ・今回の指針改訂は経営改善を含め持続可能な工業用水道事業の経営につながっていくものとする。一方で、令和8年度以降に計画の策定が補助要件となることについては、計画策定には時間を要するため、計画策定の途中段階においても一定の評価をするなどの配慮いただきたい。
- ・全国様々な規模の工業用水道事業者がおられるため、各々の意見を聞く機会を設けていただきたい。
- ・計画策定に向けて、ユーザー企業とのコミュニケーション、商工部局等とのコミュニケーションを図り、努力は行っていく。一方で、特に小規模事業体では、水道事業との施設共有など様々な要因で工業用水道事業だけで判断できない事情や、マンパワー不足により計画策定に時間を要するという事情もある。そのため、見直しを繰り返しながら、時間をかけて段階的に計画の精度を高めていくという工業用水道事業者の実情を考慮されたい。計画精度の判断を行っていただきたい。
- ・工業用水道事業者が実効性のある計画を策定するためにも、経済産業省と総務省が連携して支援をしていく必要があると考えている。また、総務省が各自治体に策定・改定を要請している「経営戦略」は、その内容が今回議論された計画に包含される面もあるた

め、実務的な点についても整合性が図られるよう具体的に検討していきたい。

1.5 工業用水道事業者とユーザーのコミュニケーション

- ・経済産業省が毎年度公表する各工業用水道事業における経営状況に関する項目に示される料金回収率については、資産維持費を導入した場合は基本的に総括原価に算入して料金算定の基礎になるだけであって、給水原価には含まれないものである。そのため、資産維持費を導入した工業用水事業者の料金回収率は数値としては高く算出されるため、供給単価から資産維持費分を除外して料金回収率を算定することが必要ではないか。少なくとも資産維持費相当分を除外しない場合の料金回収率と除外した場合の料金回収率、2通りの数値が必要ではないか。
- ・経営状況に関する項目の公表は、経年比較ができる見せ方があればなおよいのではないか。
- ・今回の改訂が実施されると、ユーザー企業と工業用水道事業者とのコミュニケーションがより進んでいくものと感じている。業界としても各会員への周知等を図っていきいたいと考えているが、ユーザー企業側にも（管轄省庁等から）周知を受けられる機会があるのかを確認したい。
- ・業界団体としても、工業用水道事業者が確度の高い計画策定ができるよう、会員企業（ユーザー企業）に対して、可能な限り正確な将来の必要水量の提供を要請していきたい。今回の改訂で終わりではなく、一歩ずつ進めていく中で新たに生じる課題等を踏まえ、さらなる改善が図られることを期待する。
- ・耐震化率に加え「管路の経年化率」を項目として示すことで、コミュニケーションの促進材料になるのではないか。また、施設更新・耐震化を進めるためには現行の強靱化事業に加え、改築事業も補助対象とするなどの補助事業の充実化や、中小規模事業体にも補助が行き渡るような国の財政支援等が必要だと考えている。
- ・経営状況に関する項目を工業用水道事業ごとに示すことはユーザー企業とのコミュニケーションにおいても重要である。さらに、財政収支見通し等についてもユーザー企業と共有しながら、契約水量や料金単価の設定等についても考えていきたい。
- ・経営状況の公表項目として「管路の経年化率」の追加はいいと思うが、工業用水道事業ごとに独自で管路の目標耐用年数を設定して計画を策定しているケースもあり、法定耐用年数を経年化の評価に用いていない場合がある。そのため、様々な算定方法が採用されていることも想定し、備考欄にどのような指標を用いているか記載できるとよい。

1.6 更新・強靱化に備えた費用の確保

- ・「資産維持率の算定方法」となっているが、「資産維持費の算定方法」で良いのではないか。

- ・更新・強靱化に備えた費用の確保として、PPP／PFIは工業用水道政策小委員会で議論されていると理解しているが、今後のPPP／PFI活用推進やコストカットについて継続的に当該小委員会で検討いただきたい。

2. その他

- ・指針に記載されている内容の意図が正確に伝わるよう、各関係者に対して説明する機会を設けるなどすることで、今回の各種見直しが効果的なものになると考える。
- ・今回取りまとめた内容は大変意義のある内容であり、見直しを行った意図や想いが伝わるように、オンライン説明会等も活用しながら、工業用水道事業者にしっかりと周知するとよい。
- ・別添資料2「施設更新指針」改訂案について、基礎情報を整理するという内容が追加となっている。実効性のある計画を作成するというコンセプトが前提にあるならば、施設台帳の整備状況の実態把握が全ての起点になると考える。施設台帳が未整備の工業用水道事業者に対して、もう少し強いトーンで施設台帳の整備を促す内容としてもよいのではないか。
- ・施設設備台帳の整備は水道事業においても3年程度の整備期間を要したため、整備していない工業用水道事業者においては1年での整備は難しく、もっと時間を要すると考えられる。
- ・今回の指針改訂を受けて工業用水道事業者が対応する内容に対して、経済産業省が情報収集やレビュー、新たな課題の抽出などを行い、サステナブルな工業用水道事業に向けPDCAを回していただきたい。
- ・様々な工業用水道事業者がいるので計画策定を後押しする仕組みとして、Q&A窓口の設置や、複数回の説明会の実施、先進事例の紹介などの取り組みを期待する。